

令和4年1月20日

大阪市総務局長 田中 義浩 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 野村 祥子

意見書

令和4年1月19日の第187回大阪市外郭団体評価委員会において報告のありました大阪市高速電気軌道株式会社（以下「本件団体」といいます。）の令和3年度事業経営評価にかかる指標・目標の設定について、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程（以下「評価指針規程」といいます。）第4条第1号カ及び第5条第1号キの規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

対象事業活動の評価対象期間については、評価指針規程4条第1号ウにおいて、「対象事業活動の実績に関する評価の結果を適切かつ着実に次の事業年度の対象事業活動に反映させる観点から、各事業年度が終了する日の1年3月前の日の翌日から当該各事業年度が終了する日の3月前の日までの1年間とすることを基本とすること」と規定されている。

評価対象期間の活動実績を評価し、当該評価結果を的確に次年度の計画に反映させていこうとする評価指針規程の趣旨を踏まえると、4月1日から1年間の事業年度で評価対象期間を設定されていることは妥当ではなく、所管所属である都市交通局において本件団体に対し再度指導されたい。

また、財務運営の実績に関する評価の視点については、評価指針規程第3条第3項第1号において、「対象事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤が確保されているか」と規定されている。

しかしながら、財務運営についての指標が、ホーム柵の設置及びエレベーター増設に係る投資金額となっており、当該指標では、将来にわたって財政基盤が確保されているのかどうかを評価することは困難であり、評価指針規程の趣旨に沿ったものとは言い難い。財務運営の指標についての所管所属の見解に「一般的には営業損益を指標にするべきところである」と記載されているように、営業損益あるいは経常損益などの指標について検討されるよう、所管所属である都市交通局において本件団体に対し再度指導されたい。

本来は、中期目標の期間における当該事業経営についての各事業年度の目標を明らかにするため中期計画を策定し、当該中期計画に基づき年度計画が策定されるべきものである。

しかしながら、まずは、公表できる形にしていくことが重要であるという観点から、年度計画のみを策定することとなったが、中期目標の期間における各事業年度ごとに適切にPDCAサイクル

を回していくことが重要であり、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不明な中、各事業に与える影響を予測することが困難な状況にあるとしても、既に1年以上に及ぶ実績が蓄積されており、それらを踏まえて計画を策定することは可能であると考えられ、また、更なる社会情勢の変化に対応して、適宜変更することも可能であるので、制度の趣旨に沿った評価が可能となるよう、適切な指標をもって、速やかに中期計画を策定されるよう、所管所属である都市交通局において本件団体に対し一層強く指導されたい。